

次書

国会外務委員会における外務大臣の説明要旨

二七、五、一五〇

日韓会談の経緯について

一 韓国とは一衣帯水の関係にあるので、同国との国交関係は、できるだけ速に調整したいと考えており、かたがた韓国政府の要請もあつたので、既に昨年十月より交渉を開始し、わが国に在留する朝鮮人約六十万の国籍及び処遇問題、並びに、日韓間に懸案となつていた船舶の問題について協議を重ねて来た次第である。

国籍及び処遇問題については、韓国側は總ての在留朝鮮人が大韓民国の国籍を有するものであることを主張し、またわが方はこれら朝鮮人が日本の国籍を有しないものであることを確認することにしたのである。又その国籍の切換に際して、財産権その他の関係において、在留朝鮮人が特に困惑するような事態にならぬようわが政府においても特別な考慮を払うことに大体了解が成立した。しかし細目の点においてなお若干の問題があつたので、結局他の、慎重審議を要した船舶問題とともに、本年の日韓会談の時まで持越され、討議が継続せられて来たのである。

「本年二月十五日から開始せられた日韓会談においては、財産、請求権処理の問題、漁業問題、及び国交の基本を確立する条約の問題が議題の中心になった。

(一) 財産、請求権問題については、サンフランシスコ平和条約第四条(a)項に拠れば、両国間で特別取極をして解決することになつてゐるが、他方同条(b)項に拠ると、我国は、朝鮮において我国及び国民が持つていた財産に対して米軍政府が執つた処分の効力を承認することになつてゐる。問題はこの処分の効力を承認するといふ「承認」の意味をいかに解釈するかにある、この点について日韓双方の見解が大きく喰ひ違つてゐるので、話が纏らぬのである。

韓国側は、日本の朝鮮領有を不法であつたといひ、かかる不法な領有の上に蓄積された日本の財産は悉く非合法的性質を帯びたものであるから、米軍政府の命令第三十三号、及び米韓協定によつて、一切韓国のもつとせられたのであり、日本はもはや何等の権利も有しなと言ひ、むしろ、韓国は連合国なみに、日本に対し、賠償に近いものを要求し得るといふ見解さえ表明した。

これに対し、我方は、韓国側のこのような主張は、国際法上も歴史的にも問題とならぬことを説明し、現にサンフランシスコ平和条約においても、日本の朝鮮にある財産の処理については、明文の規定があることを指摘し、更に、問題となつた平和条約第四条(b)項において、日本が財産処分の効力を「承認」とするといふ意味も、その条文並びに一般国際法の原理、通則に従つて解釈されるべきであつて、朝鮮の米軍政府が、占領軍としての資格において、日本の私有財産について敵産管理的処分を行つた場合においても、その財産に対する原所有権は消滅せず、例えば売却処分が行われた場合においても、その売却代金に対して原所有権者が請求権を有することは当然であると主張したのである。

(二) 漁業問題については、サンフランシスコ条約により、韓国との間においても、公海における漁業の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する協定を締結することになつてゐるが、本年一月、日韓会谈開始の直前に、韓国政府は、李承晩大統領の宣言なるものを突如として発表し、韓国と我国との間の公海において韓国が、更に会谈においても、公海の一定水域において漁業管轄権を有するものであることを主張した。

これに対し、我方は魚族の保存のために、科学的調査を行つて必要な共同措置をとることに否かでないが、國際的に認められていない漁業管轄権の如き主張は、絶対にこれを承認できないことを強く表明した。かくて双方の見解に大きな隔りがある。

(三) 国交の基本を樹立する条約の問題は、朝鮮の獨立に伴い、日韓兩國が対等の主権国として善隣友好關係を結ぶことがその主眼であつた。この問題の協議においても、韓国側はあたかも戦勝国として我国との間に平和条約を締結するかの如き態度を持し、

例えば、韓国が日本の独立を承認するとか、嘗ての日韓併合条約等は無効であるとか主張した経緯もある。韓国側がかくの如き態度であつたので、この交渉も相当骨が折れたが、先方も日本側の意向を諒解し、サンフランシスコ条約の精神に従い両国間の基本關係を規律する条約案について、ほぼ合意が成立した。

以上の如く、各問題について交渉が行われた中で、請求権問題について三月末に至つて話がこぢれ、韓国側は請求権問題について話がまとまらねば、基本関係の条約や国籍処遇の協定等を締結することゝも無意味であるとし、殆んど妥結していたこれらの事柄も一切御破算であると言明する始末であつた。

これに對しわが方は、話のつくものから逐次話合いをつけてゆくことが双方に利益であることを説き、既に殆んど妥結していた基本關係条約案及び国籍処遇協定案に署名し、又船舶問題について、船舶帰属の議論から離れて、韓国海運の發展を援助する趣旨にて若干の船舶を提供することにすることを折合つて話を付けたらどうかということを提案し、又如何にしても早急には話のつきそうにない二問題、即ち請求権と漁業の問題については、更らに議を尽くす意味にて常設共同委員會の如きものを設置して、審議を継続してはどうかと言う提案をしたのである。

然るに韓国側は、この提案はわが方が何等か下心があつてしたものゝ誤解したらしく、これに厭じなかつた。それでもなおわが方は、尽すべき手を尽すという趣旨から、請求権問題について、新たな構想と従来の経緯に拘束されない立場で、具体的な細目の審議を進めることを更に提案し、また、常設共同委員會を設置した場合は、場合の運営基準などについても、具体的な提案を行つた次第である。

四 日韓兩國の交渉は以上申述べたる経緯を辿つて今日に至り、しかも最近遺憾なことは、韓国側から種々事実に相違する宣伝も行われ、交渉を円満に進めることが困難な状況になつたのである。かく交渉が纏まらぬことによつて、在留朝鮮人の諸君にとつても不便や不利なことも出て来ていると思われ、われわれとしては一日も速かに韓国側が従来の態度を再考し、相ともに携えて交渉の妥結に寄與し兩國国交の調整に協力するよう望んでやまない次第である。